

# 同意書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

## 記

1. 全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)が健診実施機関より健診結果データを取得すること。
2. 健診結果データの取得に際し、協会けんぽは、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、協会けんぽが取得する健診結果データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導(特定健康診査を含む)・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名	⑩						
事業所記号 ※1							
担当者名				電話番号			
受診健診 機関名	名称					健 診 実 施 月	月
	所在地						月
	名称						月
	所在地						月
	名称						月
	所在地						月

※1 健康保険証の氏名欄上部にある7桁または8桁の数字をご記入ください。

※2 記入方法等については、裏面をご確認ください。

# 記入例

# 同意書

## 同意書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

令和1年8月1日

所在地	広島市東区光町〇-〇-〇								
事業所名	株式会社 〇〇								
事業主名	協会 太郎								
事業所記号 <sup>※1</sup>	1	2	3	4	5	6	7	8	
担当者名	協会 花子			電話番号	082-〇〇〇-〇〇〇〇				
受診健診 機関名	名称	〇〇健診センター					健診 実施 月	3	月
	所在地	広島市中区〇〇町 〇-〇							
	名称								月
	所在地								
	名称								月
所在地									

※1 健康保険証の氏名欄上部にある7桁または8桁の数字をご記入ください。

1 事業所記号は、被保険者証等に記載されています。



2 40～74歳までの被保険者の健診(生活習慣病予防健診を除く)の受診健診機関をご記入ください。

3 健診実施月が複数月ある場合は、「〇～〇月」等をご記入ください。

### 《ご提供の対象となる方》

協会けんぽの被保険者のうち、40歳以上75歳未満で労働安全衛生法の定める定期健診を受診された方(協会けんぽの『生活習慣病予防健診』を受診された方を除きます。)

### 《ご提供いただく検査項目(特定健診の項目)》

- ・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・血圧
- ・中性脂肪 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール(又はNon-HDLコレステロール)
- ・GOT ・GPT ・ $\gamma$ -GTP ・空腹時血糖(又はHbA1c又は随時血糖(食後3.5時間未満を除く))
- ・尿糖 ・尿蛋白 ・服薬情報(血圧、血糖、脂質) ・喫煙歴 ・既往歴 ・自覚症状 ・他覚症状

### 【参考】

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)【抜粋】  
第27条(特定健康診査等に関する記録の提供)

- 3 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。